

# 第6次川西市障がい者福祉計画の進捗状況について（実績評価）

## 基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

63事業

### 平成27年度から平成29年度までの3年間の実績評価

- ・「A」... 0件（目標に沿って施策を実施することができ、目標を達成することができたことにより、事業完了）
- ・「B」... 56件（目標に沿って施策を実施できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要なため、継続実施）
- ・「C」... 3件（目標に沿った施策展開ができなかった）
- ・「D」... 4件（その他、AからC以外のもの）

## 1. 生活支援施策の充実

### (1) 在宅支援サービスの充実

本計画新規施策

| 実施コード | 事業             | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|----------------|---|-------|-------|----|--|
| 11101 | 居宅介護事業の実施      | 心身の障がいのため、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）の家族に対し、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護を行うことにより、生活の安定等を図る。                                     | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 相談支援体制の充実により、支援の手が届いていなかった障がい者世帯にも必要な援助や適切なサービスが提供できるようになった。今後も当事者や介護者が住み慣れた地域で安定した生活を送れるよう継続的な在宅支援サービスの充実を図っていく。          |
| 11102 | 重度障がい者に対する生活支援 | 重度の障がいのために日常生活を営むのに著しい障がいがある人に重度障害者等包括支援や重度訪問介護、行動援護等のサービスを活用することにより、適切な家事・介護を行い、生活の安定等を図るとともに、必要なサービス提供量の確保に努める。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 重度障がい者に対する支援は、多様化するニーズを的確に把握し障害特性に合わせた専門性が求められる。事業所に対して、人材の確保とその育成により、きめ細かい対応ができるよう今後も働きかけを行ない、必要なサービス提供量の確保に努めていく。        |
| 11103 | 手話通訳者の設置       | 聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 「地域生活支援事業」の「意思疎通支援事業」に位置づけ、来庁者に対する援助や情報提供を行った。29年度から臨時職員を嘱託職員に変更し、支援体制の強化を図った。   |
| 11104 | 手話通訳者の派遣       | 聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するとともに、手話奉仕員の養成に努める。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 「地域生活支援事業」の「意思疎通支援事業」に位置づけ、サービスを提供した。手話通訳者の養成講座を毎年開催しているが、派遣現場で実際に通訳を行うためには、より高度な技術が要求されることから、養成講座の充実や派遣登録者の技術向上が課題となっている。 |

| 施策コード | 事業                   | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|----------------------|--|-------|-------|----|---|
| 11105 | 要約筆記者の派遣             | 聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣するとともに、要約筆記者の養成に努める。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 「地域生活支援事業」の「意思疎通支援事業」に位置づけ、サービスを提供した。要約筆記の制度が十分に認知されておらず、今後も周知を行う必要がある。また、要約筆記者の養成及び技術向上が課題となっている。                              |
| 11106 | 同行援護事業の実施            | 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時における移動の同行や移動に必要な情報を提供するなど必要な援助を行う。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 地域生活支援事業の移動支援事業から移行し、障害福祉サービスの同行援護事業として実施しているが、対応可能なヘルパーが不足している。  |
| 11107 | 移動支援事業の実施            | 屋外での移動が困難な視覚障がい者や全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する時などに、ガイドヘルパーを派遣する。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 視覚障がい者は「同行援護」のサービスに移行したが、知的障がい者の利用増など社会参加等のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう引き続き事業所等の確保、拡充を図っていく。  |
| 11108 | 短期入所事業の実施            | 保護者や家族が、疾病・事故・出産・冠婚葬祭等により障がい者（児）を介護できなくなったときや、休養等が必要ときに、障害者支援施設等に短期間入所して、必要な支援を受けられるようにするとともに、必要なサービス提供量の確保に努める。             | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 短期入所については、介護者の高齢化等に併い利用を希望する人が増えているが、必要な時に十分な支援が受けられる状況にはないことから、地域生活支援拠点の機能として短期入所（1床）を整備した。                                    |
| 11109 | はんしん自立の家ショートステイ事業の実施 | 社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が運営する「はんしん自立の家」において、阪神7市1町共同で、身体障がい者（児）を対象にショートステイ事業を実施する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 重度心身障害者のレスパイト事業を実施している「はんしん自立の家」に対し、阪神間の市町と共同で運営費の一部を負担している。川西市民の利用が増えてきており、今後も継続して運営費の一部を負担していく必要がある。平成29年度登録人数18人、延べ利用日数466日。 |
| 11110 | 生活介護事業の実施            | 常時介護が必要な障がい者に、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行うとともに、必要なサービス提供量の確保に努める。                    | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 市内の事業所だけでは利用希望に十分応えられていないため、地域生活支援拠点の機能として生活介護（定員10人）を整備した。   |
| 11111 | ひまわり荘の運営             | 主に身体障がい者を対象に生活介護事業を実施する。障がい者の自立を促進し、生活の改善や身体機能の維持向上を図るため、利用者の身体状況に応じて機能訓練等を行い、一人ひとりの生活の質が向上するよう支援する。また、理学療法士による機能訓練の実施を検討する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 障害福祉サービスの「生活介護」を実施しているが、理学療法士による機能訓練は実施できていないため、今後、利用者の身体機能の維持向上を図るべく、引き続き実施手法について検討していく。                                       |
| 11112 | 日中一時支援事業の実施          | 障がい者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害者支援施設等において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 利用者数が増加する一方、利用日数が減少している。要因として、短期入所を利用したことがない障がい者が日中家族と離れて過ごす体験目的でサービスを利用していることがあげられる。ニーズの多様化に伴い、今後も実態に即した適正なサービス提供に努めていく。       |
| 11113 | 緊急一時保護事業の実施          | 保護者が冠婚葬祭等により障がい者を介護することが極めて困難になった場合に、「ひまわり荘」と「ハピネス川西デイサービス」において一時的に障がい者を保護する。  | 福祉部   | 障害福祉課 | D  | 事業の目的である緊急時対応は、主に短期入所、日中一時支援で行われている。宿泊を伴わない有料サービスである本事業は、近年利用がなく事業の見直しを検討する必要がある。   |

| 施策コード | 事業              | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-----------------|--|-------|-------|----|--|
| 11114 | 補助犬貸付事業の周知・啓発   | 兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図るとともに、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する市民の理解を促進し、障がい者の自立や社会参加を支援する。<br>盲導犬：目の不自由な人の目になって、歩行の安全を確保するよう訓練された犬<br>介助犬：肢体の不自由な人の手となり、足となって動作を助けるように訓練された犬<br>聴導犬：耳の不自由な人の代わりとなって、日常生活を手助けするよう訓練された犬 | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 補助犬の提供は、県が主体となって実施しているが、市としても一層事業の周知・啓発に努める必要がある。  |
| 11115 | 友愛訪問活動の推進       | 各種の相談に応じるなど、訪問者との対話を通じてやすらぎや生きがいを感じてもらうことを目的とし、ひとり暮らしの高齢者等を訪問する。   | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 地域にお住まいの支援を必要とされる障がい者や高齢者等の訪問活動を行った。本事業は地域のつながりづくりに重要な役割を果たしている。今後、潜在的なニーズの掘り起こしにも重要と思われ、継続して実施していく。     |
| 11116 | 書籍の郵送による貸し出し    | 外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸し出しを行う。  | 教育推進部 | 中央図書館 | B  | 書籍の郵送貸出件数は、利用者の高齢化等により減少傾向にある。書籍の郵送貸出を必要とする市民に周知できるよう、サービス内容の広報に努める。                                     |
| 11117 | 精神障がい者に対する福祉的支援 | 精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係施設との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、相談支援機能の充実に努める。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 相談者が毎年増加しているため、28年度には従来の障がい児（者）地域生活・就業支援センターに加え、ハピネス川西相談支援事業所を開設し、29年度には障害福祉課に精神保健福祉士を1名増員し、支援体制の充実に努めた。 |
| 11118 | 家庭ごみの戸別収集の実施    | ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者の世帯（身体障害者手帳の等級が1級または2級の者で構成）に対し、戸別収集を実施する。  | 市民環境部 | 美化推進課 | B  | （実施できたこと）対象者に対し、週1回玄関先などにごみを出してもらい収集している。<br>（課題）休止の連絡を受け、その後再開・中止の連絡がない対象者について、現状把握をして台帳整理を行う必要がある。     |

## （2）日常自立生活訓練等の充実

| 施策コード | 事業        | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-----------|--|-------|-------|----|--|
| 11201 | 自立訓練事業の実施 | 地域生活を営む上で、身体機能等の維持・向上のため一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅で理学療法、作業療法など必要なりハビリテーションなどを、生活能力の維持・向上のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に入浴・排せつ・食事等に関する日常生活に必要な訓練などをそれぞれ行う。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 身体障がい者や難病等で入院中の対象者が、職場復帰を前提に事業所に通所して機能訓練を希望するなど、病院では出来ないサービスを短期的に利用するケースが増加している。知的・精神障がい者を対象とする生活訓練は、サービス提供事業所が学校卒業後の進路先となったり、病院を退院する前の支援として需要があるが、市内に事業所がないため利用する場合は市外に行かなくてはならないといった体制上の課題がある。 |

### ( 3 ) 福祉用具の普及促進

| 施策コード | 事業                     | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|------------------------|--|-------|-------|----|---|
| 11301 | 補装具費の支給                | 身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の交付または修理を行う。          | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 身体障がい者に対して、車椅子や補聴器などの必要な装具を支給している。支給に当たっては、兵庫県身体障害者更生相談所の判定、助言を受けている。   |
| 11302 | 日常生活用具の給付・貸与           | 障がいのある人が自力で日常生活を営むことの便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付または貸与を行う。必要がある場合は、品目等の見直しを行う。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 身体障害者・知的障害者に対して、ストーマ装具等日常生活を支援する用具を給付している。年度ごとに日常生活用具の対象品目拡大を検討しており、28年4月からストーマ装具の支給品目を8品目から15品目に増やし、30年4月から新たに日常生活用具を2品目追加する予定としている。他の項目についても拡大の要望があり、他市の状況を確認しながら、検討していく。 |
| 11303 | 軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成 | 言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成する。       | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 対象者は少ないが、聴覚支援学校や補聴器業者への制度の周知はなされている。27年度～29年度実績は、支給人数9人、助成額は380,000円  |

### ( 4 ) 経済的支援策の推進

| 施策コード | 事業              | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-----------------|---|-------|-------|----|---|
| 11401 | 福祉施設通園費の助成      | 障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 要綱に規定する施設等に通所や通園する人に対して、交通費を助成している。障害児通所支援の利用者増加等により、対象者数、助成金額とも増加を続けており、事業のあり方を検討する必要がある。  |
| 11402 | 特別障害者手当等の支給     | 重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 特別障害者手当（月額26,810円）、障害児福祉手当（月額14,580円）、福祉手当（経過措置分、月額14,580円）を支給している。特別障害者手当の29年度実績は108名、障害児福祉手当100名、福祉手当3名となり、27年度からは受給者は微減となっている。 |
| 11403 | 外国人等障害者特別給付金の支給 | 国民年金の制度的な理由により障害基礎年金等を受給できない外国人等の重度・中度障がい者に給付金を支給する。        | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 制度的な理由で障害基礎年金を受給することができない重度障がい者の外国人等に対し、給付金を支給している。平成20年度からは給付対象を中度障がい者にも拡大し、毎年市広報に掲載して市民への周知を図っているが、現在中度の対象者はない。                 |

| 施策コード | 事業                | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部）  | 所管（課）  | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-------------------|---|--------|--------|----|--|
| 11404 | 重度心身障害者（児）介護手当の支給 | 日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者（児）を介護する人に、介護手当を支給する。   | 福祉部    | 障害福祉課  | B  | 重度心身障害者（児）介護手当（月額8,333円）を支給している。29年度実績は5名。29年度中の新規申請はなく、障害福祉サービスの利用や死亡による受給資格喪失で27年度からは受給者が減少している。 |
| 11405 | 特別児童扶養手当の支給       | 身体または精神に中度から重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給する。  | こども未来部 | こども支援課 | B  | 支給事務は県が行い、市では窓口の申請受付や受給者への通知業務を行った（29年度受給資格者数391人）。手続きがスムーズに行えるよう、関係機関との連携に努めていく。                  |
| 11406 | 児童扶養手当の支給         | 18歳未満の児童（心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は20歳未満）がいる家庭で、父または母に極めて重度の障がいがある場合、父または母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給する。 | こども未来部 | こども支援課 | B  | 窓口の申請受付や手当の支給等の業務を行った（29年度受給延人数1,214人。父または母の重度障がい家庭のほか、ひとり親家庭の受給者を含む）。必要な家庭が制度を円滑に利用できるよう努めていく。    |
| 11407 | 高額障害者地域生活支援事業費の支給 | 同一世帯の障がい者（児）が受けた障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の利用者負担額の合計額が、一定の基準額を超える場合、その超えた額を高額障害者地域生活支援事業費として支給する。               | 福祉部    | 障害福祉課  | B  | 制度が広く周知され、利用延べ人数が増えている。本事業を実施することにより利用者の負担軽減が図られている。   |

## 2. 地域における居住の場の確保

### (1) 住宅改善の促進

| 実施コード | 事業           | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課）  | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|--------------|---|-------|--------|----|--|
| 12101 | 住宅整備資金の貸付    | 高齢者や障がい者またはそれらの人と同居する世帯に対して、居住環境を改善するため、専用居室などの改築や改造等に必要な資金の貸付を行う。  | 福祉部   | 障害福祉課  | D  | 平成5年以降、住宅資金の貸付申請はない状況である。  |
| 12101 | 住宅整備資金の貸付    | 高齢者や障がい者またはそれらの人と同居する世帯に対して、居住環境を改善するため、専用居室などの改築や改造等に必要な資金の貸付を行う。  | 福祉部   | 介護保険課  | D  | 平成5年以降、住宅資金の貸付申請がない状況である。  |
| 12102 | 住宅改造費の助成     | 高齢者または障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士・保健師・建築関係者等による指導を推進する。 | 福祉部   | 障害福祉課  | B  | 計画期間中に6件の助成を行った。改造箇所ごとの限度額を廃止し、助成限度額の範囲内で柔軟に改造できるよう制度の見直しを検討している。  |
| 12102 | 住宅改造費の助成     | 高齢者または障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士・保健師・建築関係者等による指導を推進する。 | 福祉部   | 介護保険課  | B  | 浴室の段差解消、便所の手すりの取り付けなどの改造費を助成したが、作業療法士・保健師・建築関係者等による指導体制の整備ができなかった。 |
| 12103 | 水洗便所等改造資金の助成 | 水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用として、1世帯につき6万円以内を助成する。   | 上下水道局 | 給排水設備課 | D  | 当該助成は、申請主義のため、目標件数を定めていないことから評価等は難しい。27年度～29年度において、助成実績なしであった。     |

### (2) 障がい者向け居住施設等の充実

| 実施コード | 事業           | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|--------------|--|-------|-------|----|--|
| 12201 | 共同生活援助事業の実施  | グループホームで生活する障がい者に、日常生活における援助等を行うことにより、自立生活を助長する。また、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 計画期間中に3か所のグループホームが開所され、19人分の定員を確保できた。また、市内での供給拡大のため、地域生活支援拠点の機能としてグループホーム（定員5人）を整備した。  |
| 12202 | 障がい者向け住戸等の供給 | 市営住宅において、車いす使用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努める。                                 | 都市政策部 | 公営住宅課 | B  | 車いす使用者向け住戸の入居者募集（29年度常時募集）を行った。27年度より募集を行っていた1戸に対し、3世帯の申し込みがあった。入居優先枠においては、27年度第1回募集（0戸/8戸）第2回募集（3戸/12戸）、28年度第1回募集（1戸/5戸）第2回募集（1戸/4戸）を設けた。29年度入居者募集を行うことができず、住戸の供給を行えなかった。 |
| 12203 | 福祉ホーム事業の実施   | 居宅で生活することが困難な障がい者に対して、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。                 | 福祉部   | 障害福祉課 | D  | 本事業については28年度以降利用者がなく、今後も新規利用の見込みはないため、事業の見直しが必要である。  |

### 3. 保健・医療サービスの充実

#### (1) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実

| 施策コード | 事業                 | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|--------------------|---|-------|-------|----|---|
| 13101 | 乳幼児健康診査後の相談等       | 乳幼児健康診査等で、必要と思われる乳幼児を対象に身体精密、心理相談、幼児精神精密健診、在宅要観察児等親子遊び教室などで、他機関への紹介や専門職による適切な支援、相談を行う。また、必要に応じてこれら対象者への訪問指導を行う。 | 健康増進部 | 健幸政策課 | B  | それぞれの事業を着実に実施しており、他機関への紹介や専門職による支援・相談が行えるようにした。必要に応じて随時対象者への訪問も実施した。引き続き30年度以降も実施する。                    |
| 13102 | 訪問指導・健康相談（生活習慣病予防） | 障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。  | 健康増進部 | 健幸政策課 | B  | 生活習慣病予防のため、健康相談や家庭訪問を実施し、必要な保健指導を行った。引き続き30年度以降も実施する。   |
| 13102 | 訪問指導・健康相談（生活習慣病予防） | 障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。  | 福祉部   | 介護保険課 | B  | 住み慣れた地域、住み慣れた家でいつまでも安心して生活できるようにするため、必要なサービスを受けられるよう訪問指導を行った。また、必要な機関とも連携を行った。                          |
| 13103 | 機能訓練事業の実施          | 40歳以上で心身機能が低下した人を対象に、日常の自立訓練と助言・指導を行う（機能訓練）。心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立等の社会的障がいの回復または予防に重点を置いた訓練を行う（介護予防事業）。          | 健康増進部 | 健幸政策課 | B  | 介護予防の観点から事業を進めることができた。引き続き30年度以降も実施する。  |
| 13103 | 機能訓練事業の実施          | 40歳以上で心身機能が低下した人を対象に、日常の自立訓練と助言・指導を行う（機能訓練）。心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立等の社会的障がいの回復または予防に重点を置いた訓練を行う（介護予防事業）。          | 福祉部   | 介護保険課 | B  | 住み慣れた地域、住み慣れた家でいつまでも安心して生活できるようにするため、必要な介護予防の知識の普及啓発、介護予防教室の開催、自主グループの立ち上げ支援や継続支援を行った。また、必要な機関とも連携を行った。 |

#### (2) 障がい者医療の充実

| 施策コード | 事業              | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-----------------|---|-------|-------|----|--|
| 13201 | 自立支援医療（更生医療）の給付 | 身体障害者手帳を所持する18歳以上の障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給する。                           | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。血液透析療法や免疫療法など長期にわたっての受給者も多くなり、継続での利用が多い。 |
| 13202 | 自立支援医療（育成医療）の給付 | 身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。   |

| 施策コード | 事業                     | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課）    | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|------------------------|--|-------|----------|----|---|
| 13203 | 自立支援医療（精神通院）の給付        | 県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給する。    | 福祉部   | 障害福祉課    | B  | 障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。  |
| 13204 | 福祉医療費の助成               | 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の医療費の一部を助成する。                | 健康増進部 | 医療助成・年金課 | B  | 市単独事業分（中程度の障がい者への通院医療費助成）については、近隣各市の助成状況、実施状況を参考とし、検討する必要がある。   |
| 13205 | 重症心身障がい児（者）訪問看護支援事業の実施 | 自宅で継続して療養を受ける必要がある重症心身障がい児（者）が受けた訪問看護療養の費用の一部を助成する。        | 福祉部   | 障害福祉課    | B  | 支給決定者においては利用回数が年々増加しており、自宅での十分な療養のための訪問看護利用を促進できているものと思われる。しかし、対象者となりうるにもかかわらず申請に至っていない例もあることから、効果的な周知方法を検討していく必要がある。 |
| 13206 | 療養介護の給付                | 進行性筋萎縮症者等に対し、療養にあわせて必要な訓練、生活指導を行う。                         | 福祉部   | 障害福祉課    | B  | 自宅で生活できない対象者に対し障害福祉サービスの「療養介護」として実施している。受け入れのできる医療機関が少なく、事業所の確保が課題である。  |
| 13207 | 障がい者（児）歯科診療の実施         | 一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者（児）歯科診療を実施する。 | 健康増進部 | 健幸政策課    | B  | 定期健診や口腔ケア等の継続者が増加し、既受診者については安定した口腔が保たれてきている。未だ受診できていない方への啓発は必要である。引き続き30年度以降も実施する。                                    |

### （3）精神保健対策の推進

| 施策コード | 事業                      | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-------------------------|--|-------|-------|----|---|
| 13301 | 心の相談事業                  | 日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいを来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じる。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 平成14年度に県から事務移管を受け、毎月第3金曜日に「心の相談」を実施している。相談者がいない月もあるが、一定数相談はあり、受診に繋がっているケースもある。より相談しやすい仕組みや、広報の仕方などを検討する必要がある。 |
| 13302 | 心の健康危機管理体制整備の検討         | 犯罪や事故などで生じた被害者（加害者の家族も含む）のPTSDや自殺の防止等に対する心の健康危機管理体制の整備を検討する。     | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 主に、若年層を対象とした自尊感情を高めるための「いのちの授業」やセミナーを行った。今後、（仮称）自殺対策計画の策定が控えており、さらにきめ細かな体制整備に努めていく。                           |
| 13303 | 精神障がい者等によるピアカウンセリング等の実施 | 同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から精神障がい者等によるピアカウンセリングの実施、自助グループ育成の支援等を行う。      | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センターにピアカウンセリング事業を委託実施している。さらに自助グループの育成支援として、障がい者が交流できる場を設置、運営するものに対して補助を行っている。             |
| 13304 | 健康福祉事務所との連携強化           | 精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進める。                     | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 平成27年度より「伊丹健康福祉事務所及び伊丹・川西警察署等地域連絡協議会」に参加し、情報交換を行い、関係機関等との連携体制を整えた。また、必要に応じケース検討会議を開催し、連携を図っている。               |



## 4. 相談体制と情報提供の仕組みの整備

### (1) 相談・情報提供の拠点の充実

| 実施コード | 事業                        | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|---------------------------|---|-------|-------|----|---|
| 14101 | 計画相談支援の実施                 | 障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | すべての障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画が作成されている（うち、セルフプランは2件）。なお、28年度には市内に相談支援事業所が3か所新設されたことにより、利用者が相談支援事業所を選択できるようになったが、さらなる拡充が求められている。 |
| 14102 | 障がい児（者）地域生活・就業支援センター機能の強化 | 障がい児（者）地域生活・就業支援センターにおいて、福祉サービスの紹介や就労の相談・支援、専門的な相談、ピアカウンセリングなどを実施する。                | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 28年10月にハピネス川西相談支援事業所を開設し、相談支援体制の充実を図った。今後も必要に応じ相談体制の充実、強化に努める。  |

### (2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備

| 実施コード | 事業           | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|--------------|---|-------|-------|----|---|
| 14201 | 身体障がい者相談員の配置 | 身体障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導を行うとともに、身体障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、身体障がい者の福祉の向上を図るため、身体障がい者相談員を配置する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 相談員を対象に、資質向上や新しい障がい者福祉制度の理解を深めるための研修を実施した。今後も身近な地域での相談・情報提供ができるよう体制の充実を図っていく。   |
| 14202 | 知的障がい者相談員の配置 | 知的障がい者やその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、知的障がい者の福祉の向上を図るため知的障がい者相談員を配置する。      | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 相談員を対象に、資質向上や新しい障がい者福祉制度の理解を深めるための研修を実施した。また、毎月第2火曜日に市役所相談室において相談員による相談窓口を設け、身近な地域での相談・情報提供ができるよう体制の充実を図っている。                               |
| 14203 | 精神障がい者相談員の配置 | 県が実施主体となり、精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るため精神障がい者相談員を配置する。    | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 相談員候補者の推薦など県に対する業務協力を行い、相談員が職務を遂行するにあたっては、必要に応じて指導・助言を行っている。また、身体・知的障がい者相談員の研修会にも参加を呼びかけ、情報交換や交流の機会を設けた。今後も身近な地域での相談・情報提供ができるよう体制の充実を図っていく。 |
| 14204 | 民生委員児童委員の配置  | 民生委員児童委員により福祉全般にわたる相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等を行うことにより、障がい者福祉の向上を図る。                  | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 個別訪問や心配ごと相談等を通じて相談に応じた。また、各民生委員児童委員協議会で定期的に分野別の研修を行っており、各関係機関との連携や障がい者への理解を深め、今後の活動に活かしていく。   |

| 施策コード | 事業               | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|------------------|--|-------|-------|----|--|
| 14205 | 地域での相談・情報提供体制の整備 | 身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、各小学校区に、民生委員児童委員など福祉の専門家による相談窓口を設ける。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員児童委員などに対し、障がい児（者）に関する研修を実施する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 福祉ネットワーク会議に参加し、情報提供や情報交換を行った。また、地区福祉委員会などで障がいに関する研修を実施した。  |
| 14205 | 地域での相談・情報提供体制の整備 | 身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、各小学校区に、民生委員児童委員など福祉の専門家による相談窓口を設ける。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員児童委員などに対し、障がい児（者）に関する研修を実施する。 | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 概ね小学校区において地域の相談窓口を定期的に関開き、各関係機関との連携も図っている。また、福祉ネットワーク会議において情報提供や情報交換、研修を行った。今後は、同会議がまちづくりの推進につながるよう働きかけていく必要がある。 |

### （3）権利擁護システムの充実

| 施策コード | 事業                        | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|---------------------------|---|-------|-------|----|--|
| 14301 | 福祉サービス利用援助事業及び苦情処理システムの実施 | 福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人に、利用の手続きや日常的な金銭管理などの手伝いを実施するとともに、利用の普及を図る。また、サービスの利用者からの苦情に対して統一した苦情処理対応が可能になるようシステムづくりに努める。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 福祉サービス利用援助事業については、社会福祉協議会が窓口となって実施している。苦情解決については、県社会福祉協議会に「兵庫県福祉サービス運営適正化委員会」が設置されており、解決に向けた相談・助言を行っている。 |
| 14302 | 成年後見支援センターの設置             | 判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センターを設置し、制度利用についての相談や啓発活動、市民後見人の養成や支援などを行う。   | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 成年後見支援センターを社会福祉協議会に設置し、随時相談支援や啓発活動を行っている。今後さらに市民後見人の養成を充実させていく必要がある。                                     |
| 14303 | 成年後見制度の普及、啓発              | 成年後見制度の普及、啓発を図るため、市民等を対象に講演会や出前講座などを実施する。   | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 成年後見支援センター及びNPO法人「成年後見センター・川西」にて随時講演会や出前講座を実施している。今後さらに多くの市民に関心を持っていただけるよう普及・啓発が必要である。                   |
| 14304 | 成年後見制度の利用支援               | 後見人等の報酬など必要な費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な人に、費用の全部または一部を助成する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 成年後見制度の利用が困難な人に後見人等の報酬助成を行った。29年度は、3件助成を行った。今後も同様に事業を実施し、被成年後見人等の権利が擁護されるよう支援を行っていく。                     |
| 14305 | 法人後見に対する支援の検討             | 法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討を進める。   | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 法人後見に対する支援を検討したが、事業化には至らなかった。引く続き関係所管と連携を図りながら、法人後見の体制整備や支援のあり方などについて検討していく。                             |

| 施策コード | 事業                 | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|--------------------|--|-------|-------|----|--|
| 14305 | 法人後見に対する支援の検討      | 法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討を進める。                              | 福祉部   | 地域福祉課 | C  | 社会福祉協議会での法人後見実施を目指し体制整備を検討してきたが、未だ実施に至っていない。今後も継続して検討していく。   |
| 14306 | 障がい者虐待に対する相談、支援の実施 | 障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、迅速な対応と適切な支援を行う。                        | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター内に、障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報受付や相談対応を行っている。また、通報を受けた際は、原則として当日中に、緊急性の判断や対応方針の決定を行っている。<br>引き続き、障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、継続してホームページや広報誌に掲載するとともに、さまざまな機会を通じて啓発に努める。<br>27年度～29年度通報件数：46件、虐待認定件数：10件 |
| 14307 | 障害者差別解消法への対応       | 障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について、全庁的な取り組み方針を検討していく。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 29年4月1日付で庁内連絡会議を設置し、関係所管との情報交換や全庁的な取り組みについて話し合いを行った。今後、相談ケースを通じ、合理的配慮等に関する情報の共有を図りながら、庁内各窓口において障がい者への適切な対応が行われるよう努める。  |
| 14307 | 障害者差別解消法への対応       | 障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について、全庁的な取り組み方針を検討していく。 | 市民環境部 | 人権推進課 | B  | 人権的視点から、施策や業務のチェックを行う「人権チェック」に項目として記載している。<br>今後、全庁的な取り組み方針等を検討していく場ができれば、人権推進課としても参加協力していく。   |

平成27年度から平成29年度までの3年間の実績評価

- ・「A」... 0件（目標に沿って施策を実施することができ、目標を達成することができたことにより、事業完了）
- ・「B」... 32件（目標に沿って施策を実施できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要なため、継続実施）
- ・「C」... 1件（目標に沿った施策展開ができなかった）
- ・「D」... 0件（その他、AからC以外のもの）

1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

(1) 療育体制等の充実

本計画新規施策

| 施策コード | 事業              | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-----------------|---|-------|-------|----|---|
| 21101 | 障害児相談支援の実施      | 障がい児にとって適切なサービスを組み合わせ利用することができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 28年10月から相談支援事業所の数を4つに増やし、支援の充実を図った。29年度末時点で、すべての障害児通所支援利用者に対する障害児支援利用計画が作成されている（うち、セルフプランは0%）ものの、事業所ごとに支援内容や管理状況がばらつきがあるため、今後自立支援協議会の専門部会（相談支援部会）で検討していく。 |
| 21102 | 児童発達支援事業の実施     | 療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 事業者数は増加し続けており、供給量は充実してきたと言える。しかし、民間の事業者間でサービスの内容は様々であり、全体的なサービスの質の向上が必要である。   |
| 21103 | 放課後等デイサービス事業の実施 | 学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 事業者数は増加し続けており、供給量は充実してきたと言える。しかし、民間の事業者間でサービスの内容は様々であり、全体的なサービスの質の向上が必要である。   |
| 21104 | 保育所等訪問支援の実施     | 保育所や幼稚園、小学校等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等での集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が当該保育所等を訪問し、障がい児本人や保育所等の職員に対して、専門的な支援等を行う。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 保育所等と保護者、事業者間が事前に支援の方法や内容等について十分な意思疎通を図ることにより、サービスが円滑に実施されるよう取り組んでおり、利用者数も増加している。   |

| 施策コード | 事業                   | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課）    | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|----------------------|--|-------|----------|----|---|
| 21105 | 川西さくら園の運営            | 精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がい、発達の状態に応じて、個別または集団で各種訓練、指導及び保育等の療育を行うとともに、保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努める。また、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を行う。 | 福祉部   | 障害福祉課    | B  | 児童発達支援センターとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援を総合的に実施した。29年度には言語聴覚訓練を拡充するための人材を確保することができ、サービス提供できている。                                     |
| 21106 | 就学指導委員会・就学指導専門委員会の開催 | 教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導や教育相談、社会啓発等について、調査・審議する。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行うよう、就学指導の専門性を高める。  | 教育推進部 | 教育支援センター | B  | 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学等にあたり、適切な情報提供・調査・審議を行うことができた。   |
| 21107 | 教育相談事業の実施            | 児童の学習や集団場面における心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図る。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図る。   | 教育推進部 | 教育支援センター | B  | 市内在住の18歳までの子ども、保護者、教員を対象に面接相談・電話相談を行った。29年度は、面接相談6,128回、電話相談1,753回（延べ回数）。相談は増加しており、申し込みから初回面談までの待ち期間が長くなっている。                               |
| 21108 | 障がい児の自然体験推進事業        | 個々の児童・生徒の自立促進や運動機能・感覚機能等向上のための自立活動を行う。   | 教育推進部 | 教育支援センター | B  | 実施にあたり、講師の招聘・看護師の雇用など予算面で課題があるが、内容等を精査し、更なる充実を図っていく。  |
| 21109 | サポートファイルの活用          | 支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。   | 福祉部   | 障害福祉課    | B  | 27年度に343冊の配布を行って以降、川西さくら園内「さくらんぼ」を中心に年100冊弱の配布を続けている。一部の保護者は活用できているが、関係機関に対しサポートファイルの効果的な活用方法が周知されていない面もあり、今後の課題であるため、特別支援教育相談連携会議等で検討していく。 |
| 21109 | サポートファイルの活用          | 支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。   | 健康増進部 | 健幸政策課    | B  | 希望に応じてサポートファイルを配布し、活用を勧めた。引き続き30年度以降も実施する。  |
| 21109 | サポートファイルの活用          | 支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。   | 教育推進部 | 教育支援センター | B  | 27年度よりサポートファイルを各関係機関から配布することにより、障がい児（者）への一貫した支援を行える準備が整ってきている。各関係機関において、サポートファイルの活用状況について情報交換し、より良い活用方法を検討している。                             |

## (2) 多様な教育機会の提供・交流教育の推進

| 施策コード | 事業                           | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部）           | 所管（課）               | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|------------------------------|---|-----------------|---------------------|----|--|
| 21201 | 障がい児保育事業の実施                  | 保育所において、集団保育の中で他の児童との関わりを持たせることにより、その成長を促進させるとともに健全育成を行う。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに可能な限り障がい児を受け入れる。   | こども未来部          | 幼児教育保育課             | B  | 関係機関と連携をとりながら障がい児を受け入れ、必要に応じて加配保育士を配置し、研修、巡回等を行いながら障がい児保育を実施してきた。今後、市立認定こども園が開設されるため、加配の要否を判断する仕組みを見直し、可能な限り障がい児を受け入れていく。    |
| 21202 | 幼稚園における特別支援教育の実施             | 児童の障がいの特性や発達に応じた教育を行うとともに、必要に応じて加配教員を配置する。今後、可能な限り障がい児を受け入れる。   | 教育推進部<br>こども未来部 | 教育支援センター<br>幼児教育保育課 | B  | 関係機関と連携をとりながら障がい児を受け入れ、必要に応じて加配教諭を配置し、研修、巡回等を行いながら特別支援教育を実施してきた。今後、市立認定こども園が開設されるため、加配の要否を判断する仕組みを見直し、可能な限り障がい児を受け入れていく。     |
| 21203 | 小・中学校における特別支援教育の実施           | 障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間で交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。また、障がい児の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、設備備品の改善、人員配置等を含めて充実を図る。 | 教育推進部           | 教育支援センター            | B  | 「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）により、合理的配慮の提供等が義務化され、特別支援教育の更なる充実と、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、それらを活用した丁寧な取組が必要である。                       |
| 21203 | 小・中学校における特別支援教育の実施           | 障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間で交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。また、障がい児の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、設備備品の改善、人員配置等を含めて充実を図る。 | 教育推進部           | 教育総務課               | B  | 各校の特別支援学級の実態に応じた設備備品の配備を進めてきた。学校への支援は単年度で完結するものではなく、今後も継続して、学校からの要望をもとに児童・生徒の障がいに応じた設備備品の整備に努めていく必要がある。                      |
| 21204 | 特別支援学校における教育の実施              | 障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。また、小・中・高等学校との交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。   | 教育推進部           | 教育支援センター            | B  | 障害の重度・重複化、多様化がある中、一人ひとりの児童生徒の実態に応じた、より適切な対応が求められている。   |
| 21205 | 留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ | 障がいのある児童については、小学校第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図る。また、必要に応じて加配指導員を配置する。   | 教育推進部           | 社会教育課               | B  | 28年度までは、障がいのある児童の6年生までの受け入れを行った。なお、29年度からは、障がいの有無を問わず、6年生までの継続入所を許可する体制とした。加配指導員については、年間を通しての十分な配置ができなかったため、更なる指導員の確保が必要である。 |

### (3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

| 施策コード | 事業                 | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課）    | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|--------------------|--|-------|----------|----|---|
| 21301 | 特別支援教育実践集の作成       | 小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成する。  | 教育推進部 | 教育支援センター | B  | 教師の専門性及び児童生徒理解のために、指導者の段階にそった研修や、経験豊富な教員が講師になるような研修、指導者の交流会を実施する。 |
| 21302 | 特別支援教育に関する研修・講座の開催 | 特別支援教育に関する基礎的な知識及び指導技術を習得するため、研修や講座を開催する。障がい児の障がいの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高める。 | 教育推進部 | 教育支援センター | B  | 教師の専門性及び児童生徒理解のために、指導者の段階にそった研修の提供、医師など専門性のある講師とした研修の実施をしていく。     |

## 2. 就労支援体制の充実

### (1) 雇用・就業の促進

| 施策コード | 事業             | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|----------------|--|-------|-------|----|---|
| 22101 | 就労移行支援事業の実施    | 一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 市内に1か所ある就労移行支援事業所が休止中のため、就労アセスメントに必要な体験実習も市外の事業所に依頼している状態である。引き続き市外の事業所との連携を図るとともに、市内のサービス提供事業所の確保に努める。また、標準利用期間である2年以内に就労が出来ず、延長利用の申出が増えてきており、その都度審査会にて審議に諮っている。 |
| 22102 | 障がい者雇用支援体制の整備  | ハローワーク、近隣都市等との連携を図りつつ、障がい者雇用を支援する体制の整備を進める。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がい児（者）地域生活・就業支援センターに就労支援担当を配置し、ハローワーク等と連携を図りながら就労支援を行っている。また、阪神北県民局管内の市町とハローワークが連携し、「阪神地域障がい者就労促進大会」を開催し、就職面接会や相談の場を提供している。                                      |
| 22103 | 阪神友愛食品株式会社への出資 | 重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行う。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 能力開発センター部門における職業訓練の修了生は設立から427人となった。一方、工場部門は障がい者の高齢化、重度化に伴い事業転換が必要となり、28年度から事業の再構築に取り組み、29年度では従来の食品製造事業を廃止し、会社の移転とともに、新たに紙リサイクル事業を開始した。                           |
| 22104 | 障がい者の職員採用      | 必要に応じ身体障がい者のみを対象とする採用試験を実施する。また、障がい者の公務職場での採用に関して、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める。                | 総務部   | 職員課   | B  | 身体障がい者対象の採用試験を実施し、計画期間内で2名の職員を採用している。   |
| 22105 | 市役所での職場実習の実施   | 障がい者の職業能力向上への支援として、市役所で職業実習（体験）を実施できるよう努める。  | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 市役所での職業実習の要望はなかったが、要望に応じ各職場へ理解を求めながら、受け入れができる職場の確保に努めていく。   |

## (2) 福祉的就労の促進

| 施策コード | 事業                    | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-----------------------|---|-------|-------|----|---|
| 22201 | 就労継続支援事業の実施           | 一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 計画相談支援事業所と連携し、就労継続支援B型については、支給決定前にアセスメントを実施することで、客観的な判断を行ない、利用者に適したサービス提供となるよう努めている。就労継続支援A型についても、一般就労経験等がない利用者についてはサービス支給の際に暫定期間を設け適正なサービス利用となるよう努めている。                |
| 22202 | 川西作業所の運営              | 主に身体障がい者を対象として、就労継続支援（B型）事業を実施する。利用者の重度化や高齢化に対応し、作業の分業化や新規作業の導入等に努める。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 27年度に県健康福祉事務所との合同監査で国が定める運営基準に反する運営状況が確認されて以降、毎年市単独で事業所の実地指導を実施し、適切に運営されている状況を確認している。また、利用者の重度化や高齢化に対応した作業内容の見直しも進めている。   |
| 22203 | 小戸作業所の運営              | 主に知的障がい者を対象として、生活介護事業及び就労継続支援（B型）事業を実施する。また、ひまわり荘の移転に伴い、同荘で実施していた地域活動支援センター事業を新たに実施する。利用者の重度化に対応したプログラムの実施を検討していく。              | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 27年度に県健康福祉事務所との合同監査で国が定める運営基準に反する運営状況が確認されて以降、毎年市単独で事業所の実地指導を実施し、適切に運営されている状況を確認している。また、利用者の重度化や高齢化に対応した作業内容の見直しも進めている。   |
| 22204 | 地域活動支援センター事業等の実施      | 障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を委託又は補助により実施する。また、地域活動支援センターに移行していない小規模作業所に対し、引き続き運営費の補助を行う。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 「川西市障害者地域活動支援センター補助金交付要綱」「川西市障害者小規模通所作業所補助金交付要綱」に基づき、市内5か所を含め14事業所に対し運営費の補助を行った。  |
| 22205 | 自主製品販売促進の支援           | 市庁舎内において、障害福祉サービス事業所等の製品を販売する場所を定期的に提供するとともに、集客施設等での販売場所の確保に必要な費用の一部を補助する。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 市内の障害福祉サービス事業所等で構成する「川西市障がい者自主製品販売促進委員会（通称：みんなの店）」に対し、自主製品の販売場所の確保に要する経費を助成しているほか、販売イベントの際には、市広報誌や市ホームページに情報を掲載しており、自主製品販売は盛況である。また、市役所庁舎内でも毎週火曜日に販売を実施し、来庁者や職員に定着している。 |
| 22206 | 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 | 「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 通年業務としては公用車両の洗車業務及び市内にある公園の清掃業務を委託している。その他、主に書類の封入封緘業務や記念品作成を依頼しており、実績額は増加傾向にある。引き続き庁内各課への情報提供等により調達の拡大に努めていく。  |
| 22207 | 市と事業者との情報交換の推進        | 市と事業者との相互理解を図るため、情報交換の機会を増やす。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 定期的に情報交換の実施ができていないが、事業者向けの情報をまとめて掲載するホームページを作成し、情報提供の充実を図った。  |



### 3. 社会参画の促進

#### (1) 選挙権の行使に係る配慮

| 実施コード | 事業                | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部）      | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-------------------|--|------------|-------|----|--|
| 23101 | 障がい者が利用できる投票制度の啓発 | 障がい者が利用できる投票制度として、点字投票・代理投票及び郵送による不在者投票の各制度を、市ホームページ、広報誌等でPRし、障がい者の選挙権行使を促進する。                                     | 選挙管理委員会事務局 |       | B  | 各選挙ごとに、市ホームページ、広報誌等で障がい者の選挙権行使を促進できるようPRに努めた。今後においても、継続して啓発を実施し、障がい者の選挙権行使を促進していきたい。   |
| 23102 | 投票所における障がい者に対する配慮 | 投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台、台板付点字器、車いすを配備する。また、投票所前に段差等があるところについては、仮設のスロープ等を設置するとともに、2階以上の投票所については介助のための職員を配置する。 | 選挙管理委員会事務局 |       | B  | 全投票所に、車いす用記載台及び車いす、台板付点字器及び点字氏名掲示等一覧を配置した。また、投票所に段差がある場合は、段差解消のための仮設スロープの設置、投票所が2階にある施設には介助のための職員を配置するなどの配慮を行った。今後においても同事業を継続して実施することに加え、さらなる合理的な配慮について研究していきたい。 |

#### (2) スポーツ・芸術文化活動の促進

| 実施コード | 事業          | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課）       | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-------------|--|-------|-------------|----|--|
| 23201 | 障がい者スポーツの振興 | 障害者団体連合会が実施する障がい者スポーツ大会に対し、助成等の支援を行うとともに、国・県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図る。 | 福祉部   | 障害福祉課       | B  | 川西市障害者団体連合会が実施する障がい者スポーツ大会には、同団体に対し補助金交付などの支援を行っている。また、毎年開催されている「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」では、選手の編成や会場までの交通手段の確保、職員の競技場への同行などの支援や、開催案内ポスターの掲示など市民に情報提供も行っている。 |
| 23201 | 障がい者スポーツの振興 | 障害者団体連合会が実施する障がい者スポーツ大会に対し、助成等の支援を行うとともに、国・県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図る。 | 市民環境部 | 文化・観光・スポーツ課 | B  | 障がい者スポーツ大会の開催案内のポスターの掲示等、市民に情報提供を行った。さらなる障がい者スポーツの振興を図る為、継続して広報を行っていく必要がある。  |
| 23202 | 障がい者作品展への支援 | 障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行う。                        | 福祉部   | 障害福祉課       | B  | 「障がい者（児）文化作品展」を行っている川西市障害者団体連合会への補助金交付を行うとともに、市役所ロビーを展示場所として提供している。また、県等主催の作品展についても情報提供を行っている。   |

#### (3) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

| 実施コード | 事業            | 事業概要（障がい者福祉計画）                                 | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|---------------|--|-------|-------|----|---|
| 23301 | 障がい者の社会貢献活動促進 | ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センターにおいてピアカウンセリングを実施している。障がい者が社会貢献活動に参画できる手法を継続的に検討していく。 |

## 基本目標 3 ともに支えあう地域づくり

34事業

### 平成27年度から平成29年度までの3年間の実績評価

- ・「A」... 2件（目標に沿って施策を実施することができ、目標を達成することができたことにより、事業完了）
- ・「B」... 29件（目標に沿って施策を実施できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要なため、継続実施）
- ・「C」... 3件（目標に沿った施策展開ができなかった）
- ・「D」... 0件（その他）

## 1. 人にやさしいまちづくりの推進

### (1) 福祉のまちづくりの推進

| 施策コード | 事業                    | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|-----------------------|--|-------|-------|----|--|
| 31101 | 福祉のまちづくり重点地区整備の推進     | 高齢者や障がい者を含む不特定多数の人々が利用する施設が集積する地区を指定し、福祉のまちづくりの視点から民間を含む建築物、公共交通機関、道路、公園等を対象に面的な整備を行い、地域における福祉のまちづくりの核となる地域を整備する。すでに阪急・能勢電鉄川西能勢口駅周辺地区については、福祉のまちづくり重点地区整備計画を策定済みであり、整備計画に基づき、公共的施設や道路・公園等の改修等を進めるとともに、民間建築物の整備について協力を要請する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 地区内のバリアフリー化は概ね完了しているが、未整備の箇所については、引き続き整備を進めていく。  |
| 31102 | 福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言   | 県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう、建築主等に対し指導・助言を行う。   | 都市政策部 | 建築指導課 | B  | 「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者を含む全ての人々がいきいきと生活できるような建築物の基盤整備に向けて、助言、指導を行った。<br>福祉のまちづくり条例（第15条）の規定による届出 27年度～29年度：5件<br>福祉のまちづくり条例（第15条ただし書き）の規定により内容の審査 27年度～29年度：13件 |
| 31103 | 公共施設、道路、公園等の整備・改修等の推進 | すでに建築済みの公共施設等について、福祉のまちづくりの観点から見直し、スロープやエレベーター、障がい者用トイレなどの設置や点字ブロック、福祉規定グレーチングの敷設を行うなど、施設のバリアフリー化を推進する。また、すべての人が使いやすく、だれもが安心して利用できる公園とするため、公園のバリアフリー化（段差解消等）を行う。   | 総務部   | 総務課   | B  | 福祉のまちづくり条例を踏まえ、本庁舎等の維持管理を行った。今後も障がい者にとって利用しやすい本庁舎にするため、継続して当施策に取り組んでいく。  |

| 施策コード | 事業                         | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|----------------------------|--|-------|-------|----|---|
| 31103 | 公共施設、道路、公園等の整備・改修等の推進      | すでに建築済みの公共施設等について、福祉のまちづくりの観点から見直し、スロープやエレベーター、障がい者用トイレなどの設置や点字ブロック、福祉規定グレーチングの敷設を行うなど、施設のバリアフリー化を推進する。また、すべての人が使いやすく、だれもが安心して利用できる公園とするため、公園のバリアフリー化（段差解消等）を行う。 | 土木部   | 公園緑地課 | B  | 27年度から29年度までの3年間で、転倒の危険のある急こう配の階段に手すりを6か所設置した。今後とも、スロープの改良や、階段の手すりの設置などを中心とした整備や改修を行う。すべての人が使いやすく、誰もが安心して利用できる公園づくりを推進していく。             |
| 31104 | バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想の整備促進 | 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律並びに関係の政省令及び基本方針に基づき、特定旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）について策定した基本構想（第1期・第2期）の実現に努める。  | 土木部   | 道路整備課 | B  | バリアフリー重点整備地区について、道路のバリアフリー整備を推進してきた。しかし、歩道の用地を新たに確保して整備する際には、相当の時間と費用が必要となり、3年間で全てを実施することはできなかったが、今後とも、地域住民に理解と協力を求めながら事業実施に努めていく必要がある。 |

## （2）移動・交通対策の推進

| 施策コード | 事業                  | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|---------------------|--|-------|-------|----|--|
| 31201 | 道路・交通安全施設の整備と普及・啓発  | 歩道整備を年次的に実施する。   | 土木部   | 道路整備課 | B  | 誰もが安心して利用できる歩道とするため、歩道の段差解消を行ってきた。しかし、必要な路線は残されているが全てを直ちに実施するのは困難なことから、今後とも地域の実情と重要性や緊急性を考慮したうえで確実に進めていく必要がある。 |
| 31202 | 迷惑駐車追放運動の実施         | 迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保する。関係機関と連携し、迷惑駐車防止と啓発、取り締まりの強化を図る。                | 土木部   | 交通政策課 | B  | 街頭パトロールや広報活動を実施し、迷惑駐車防止の啓発及び取締りを継続的に実施する。  |
| 31203 | 自転車駐車場の整備と放置自転車等の撤去 | 川西能勢口駅周辺の駅前広場、歩道及び路肩に放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、監視、撤去を行うとともに、需要に見合う自転車駐車場を整備する。啓発による市民のモラル向上と監視、撤去の徹底を行う。 | 土木部   | 交通政策課 | B  | 自転車利用者のモラル向上のための啓発や監視及び撤去を継続的に実施する。  |
| 31204 | ノンステップバスの導入支援       | 高齢者、障がい者等のバスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入について、支援に努める。   | 土木部   | 交通政策課 | B  | 27年度からの3年間で5台補助を行った。32年度までにバス全体の70%をノンステップバスにするように今後も補助していく。   |

| 施策コード | 事業                 | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|--------------------|--|-------|-------|----|---|
| 31205 | 自動車改造費及び運転免許取得費の助成 | 肢体不自由者が就労等に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会参加や自立を促進する。あわせて、運転免許取得費についても助成する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 地域生活支援事業として、自動車改造費、運転免許取得費の助成を行っている。計画期間中に自動車改造費が3件、運転免許取得費が3件を助成した。      |
| 31206 | 市役所内駐車場使用料の減免      | 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から6級までの等級の身体障がい者が自ら運転する自動車及びその介護者が運転する自動車、並びに療育手帳A、B1、B2、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級を所持している者が同乗している自動車を駐車するとき、使用料を免除する。 | 総務部   | 総務課   | B  | 川西市役所内駐車場使用料条例施行規則に則り使用料を免除している。今後も障がい者にとって利用しやすい本庁舎にするため、継続して当施策を実施していく。 |
| 31207 | 軽自動車税の減免           | 障がい者本人または当該障がい者と生計を一にする人が所有する軽自動車で、障がい者本人、当該障がい者と生計を一にする人または常時介護する人が運転するもののうち、必要があると認められるものについて、軽自動車税を減免する。（1台に限る）                     | 総務部   | 市民税課  | B  | 障がい者の移動手段として重要な役割を果たしている軽自動車の税負担をなくすことによって、障がい者の生活支援になると考えている。            |
| 31208 | 重度障がい者等タクシー料金の助成   | 公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者が移動手段としてタクシーを利用した場合、基本料金相当額を助成する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 申請のあった対象者に対し、年間48枚を限度としてチケットを交付することにより、基本料金相当額の助成を行っている。                  |
| 31209 | リフト付寝台タクシー料金の助成    | 重度障がい者で常時車いすを利用している人や寝たきりの人などで、一般のタクシーを利用することが困難な人を対象に、リフト付寝台タクシー料金の助成を行う。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 申請のあった対象者に対し、年間48枚を限度としてチケットを交付することにより、乗車運賃の半額の助成を行っている。                  |

### （3）緊急通報体制の整備

| 施策コード | 事業              | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-----------------|---|-------|-------|----|---|
| 31301 | 消防緊急通報指令システムの整備 | 障がい者等避難行動要支援者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行う。  | 消防本部  | 消防課   | B  | 障害福祉課と連携し、避難行動要支援者情報の更新について、より早い間隔で情報共有し、当該指令システムへ反映させたより迅速な援護活動を行う。    |
| 31302 | 緊急通報システムの整備     | ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病・事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。 | 消防本部  | 消防課   | B  | 一次通報受理機関（民間サービス）と連携し、ひとり暮らしの高齢者等の情報をリアルタイムに把握し、継続して緊急時に対応する。            |
| 31302 | 緊急通報システムの整備     | ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病・事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。 | 福祉部   | 介護保険課 | B  | 27年度より、従来は利用できなかったNTTアナログ回線以外についても、承諾書の提出により利用可能となったが、協力員の確保について課題が残った。 |

| 施策コード | 事業                  | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）  |
|-------|---------------------|---|-------|-------|----|--|
| 31303 | 災害時への対応             | 障がい者等、災害時に特別な支援を必要とする者のリストを作成し、災害時の救援策をあらかじめ検討するなど、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進める。 | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | 避難行動要支援者にかかる個別支援計画を、大和、緑台、緑が丘の3自治会において策定した。他の地域においても、各地域の避難支援等関係者とともに策定に向けた調整を進めていく。 |
| 31304 | 障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討 | 障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討する。              | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 検討すべき項目が多岐にわたり、事業化には至らなかった。  |

## 2. 情報のバリアフリー、心のバリアフリーの推進

### (1) 情報バリアフリーの推進

| 施策コード | 事業            | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|---------------|---|-------|-------|----|---|
| 32101 | 点字広報の発行       | 視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点訳した点字広報を作成し、発行する。   | 総合政策部 | 秘書広報課 | B  | 希望者全員に発行した。   |
| 32102 | 声の広報の発行       | 視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容をテープに録音した声の広報を作成し、発行する。   | 総合政策部 | 秘書広報課 | B  | 希望者全員に発行した。また、平成30年度からCD・デージーで発行するための準備を行った。  |
| 32103 | 録音図書等の貸し出し    | 中央図書館に録音図書と点字図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸し出しを行う。今後、録音図書の充実を図る。                                 | 教育推進部 | 中央図書館 | B  | 図書館ボランティアとの協働により、デージー図書や録音図書を自館作成し、資料の充実に努めた。また、音訳ボランティア養成講座を実施した。                          |
| 32104 | 行政文書の点訳       | 視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、福祉ガイドブックやごみの分け方・出し方パンフレット、健康づくりパンフレットなど、できる限り多くの文書の点訳を進める。 | 福祉部   | 障害福祉課 | C  | 障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮を一層進めていく必要があるが、福祉ガイドブックの点訳もできておらず、他の行政文書についても進んでいないのが現状である。             |
| 32105 | 情報バリアフリー機器の設置 | 視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーを図るため、市役所窓口に必要な機器を設置する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 市政情報コーナーに音声読書器を設置しているほか、障害福祉課窓口に磁気ループ補聴システムを設置している。また、聴覚障がい者を対象として、携帯型磁気ループシステムの貸し出しを行っている。 |

## (2) 啓発活動の推進

| 施策コード | 事業                    | 事業概要（障がい者福祉計画）  | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-----------------------|---|-------|-------|----|---|
| 32201 | 障がいに関する正しい知識の普及       | 障がいに関する正しい知識を普及させるため、多方面での啓発活動を展開する。  | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がい者週間事業をはじめ、まちづくり出前講座や、福祉ネットワーク会議など、あらゆる機会をとらえて啓発に努めている。   |
| 32202 | 障がい者週間事業の実施           | 障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織し、各種の啓発広報活動を実施する。                   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がい者週間事業として、障がい者の社会参加の意欲を高め、障がい者についての啓発を行うための事業を実施している。29年度は障がい者の立場から考える「防災のユニバーサルデザイン」の講演や太鼓演奏、手話体験、障がい者施設の自主製品販売などを行った。 |
| 32203 | 精神衛生問題推進事業の実施         | 精神障がい者に対する市民の理解を得るため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を図るとともに、正しい精神保健思想の普及・啓発に努める。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 毎年、川西市医師会に事業を委託し、精神保健関連のホームページの開設や、講演会の開催など啓発活動を実施している。   |
| 32204 | 地域住民等への啓発の実施          | 障がい者（児）が地域で安心して暮らせるよう、障がい者（児）の現状等の理解を深めるため、地域住民等への啓発活動を実施する。                        | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 地域における障がい児（者）と住民の交流促進の支援を通じて、障がい者に対する理解が深まるよう努めているほか、障がい者週間事業やまちづくり出前講座など、あらゆる機会をとらえて、啓発に努めている。                           |
| 32205 | 障害者差別解消法に関する民間事業者への周知 | 障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努める。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 市広報誌やホームページへの掲載のほか、講演会の開催やパンフレットの配布、ポスター掲示などを行った。   |
| 32205 | 障害者差別解消法に関する民間事業者への周知 | 障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努める。 | 市民環境部 | 人権推進課 | B  | 平成29年12月に「広報じんけん」において、民間事業者も含めた市内全世帯に広報周知した。  |

## 3. 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成

### (1) 地域における障がい者（児）と住民との交流促進

| 施策コード | 事業                          | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|-----------------------------|--|-------|-------|----|---|
| 33101 | 地域における「居場所づくり」への支援          | 地域において、障がい者（児）と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。 | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がい児（者）と地域住民等が交流することのできる場「交流スペース」を提供する2団体に対し、「川西市障害者等自発的活動支援事業補助金」として、その運営経費の一部を補助した。 |
| 33102 | 障がい者（児）と住民との交流促進の取り組みに対する支援 | 障がい者（児）と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援する。          | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 障がい者が地域での暮らしを安心して送ることができるよう、関係団体との調整や先行事例の紹介等の支援を行った。                                 |

## (2) 担い手の育成とネットワーク化

| 施策コード | 事業                           | 事業概要（障がい者福祉計画）   | 所管（部） | 所管（課） | 評価 | 評価の理由（実施できたこと、できなかったことなど）   |
|-------|------------------------------|--|-------|-------|----|---|
| 33201 | 障がい者団体が行う事業への補助              | 障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、身体障害児者父母の会、手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会に対して、運営・活動費を助成することにより、障がい者の自立と社会参加を促進する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 「川西市障害者団体等育成支援事業補助金交付要綱」により、5団体に対して補助を行い、社会参加活動や文化芸術活動への支援を行った。   |
| 33202 | 障がい者団体の活動拠点の整備               | 平成30年の供用開始を目指し、中央北地区において整備が進められている低炭素型複合施設に各障がい者団体の事務スペース等を配置する。   | 福祉部   | 障害福祉課 | A  | 障がい者団体と複数回にわたる意見交換を行った上で、施設整備を行った。障がい者団体の活動拠点は、相互の連携が円滑に行われるよう社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会連合会などと同じ福祉棟1階に配置することとした。                       |
| 33203 | ボランティア活動センターへの支援             | 市民のボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談・あっせん事業、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発・育成等の事業を実施するボランティア活動センターに対し支援を行う。ボランティアの派遣を積極的に進めるとともに、その確保と養成のための支援を行う。 | 福祉部   | 地域福祉課 | B  | ボランティア活動センターへ助成を行うことで、ボランティアのコーディネートや、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発・育成等の事業が円滑に実施されるよう支援を行った。今後もボランティア活動が活発に行われるよう、人材の確保と育成のための支援を行う。 |
| 33204 | 障がい者自立支援協議会の運営               | 障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。                                     | 福祉部   | 障害福祉課 | B  | 地域課題に即した協議を行うことのできる会議体とするため、運営会議や専門部会を設置するなど、協議会の構成や運営方法の見直しを行った。   |
| 33205 | 発達障がい児（者）に対する支援ネットワークのあり方の検討 | 保健、福祉、教育など、発達障がい児（者）に関連する部局が情報を共有することで、相談体制やそれぞれのライフステージに応じた横断的で継続的な支援を行うネットワークのあり方を検討する。  | 福祉部   | 障害福祉課 | A  | 発達障がい児（者）の支援に携わる部局の役割を明確にし、発達障害者支援センター「クローバー」との連携により対応する体制を整えた。   |